

商工業振興事業補助金 詳細

産業文化部 商工勤労課

Ⅰ 補助金概要

補助事業名	小規模事業者経営改善支援事業	地域活性化促進事業
補助事業の目的	宝塚商工会議所が小規模事業者支援促進法第4条第1項に基づいて実施する小規模事業者経営改善支援事業に要する経費の一部を補助することにより、市内小規模事業者の経営改善や育成を促進し、市内商工業の振興を図ることを目的とする。	宝塚商工会議所が市内事業者の広い参加により実施するイベント等の地域活性化促進事業に要する経費の一部を補助することにより、市内商工業の振興を図ることを目的とする。
補助対象経費	補助事業者が実施する小規模事業者経営改善支援事業に必要な経費のうち、市長が認めるもの。小規模事業者経営改善支援事業とは次に掲げるものとする。 経営改善普及事業 (1)巡回窓口指導事業 (2)研修会・講座事業 (3)税務指導事業 (4)診断事業 (5)融資あっせん事業 (6)調査事業	補助事業者が実施する地域活性化促進事業に必要な経費のうち、次に掲げるもの。 (1)会場借上料 (2)会場整備費 (3)通信運搬費 (4)印刷・広告宣伝費 (5)アルバイト賃料 (6)出展・出演料 (7)消耗品費 (8)レンタル・リース料 (9)雑役務費 (10)委託料
補助率	補助対象経費の10/10以内	補助対象経費の1/2以内

2 予算額

(1) 小規模事業者経営改善支援事業	2,000,000 円	
(2) 地域活性化促進事業	580,000 円	計 2,580,000 円

3 直近実績額(令和6年度見込み)

(1) 小規模事業者経営改善支援事業	2,000,000 円	
(2) 地域活性化促進事業	550,000 円	計 2,550,000 円